

# 子ども条例検討プロジェクト

## 中間報告書

(前期検討会のまとめ)

令和6年9月

世田谷区 子ども・若者部 子ども・若者支援課

## 1 趣旨

「世田谷区子ども条例」は制定から20年以上が経過し、令和3年4月に東京都子ども基本条例、令和5年4月にこども基本法が施行され、子どもの権利保障や子どもの意見表明・反映、子ども施策の評価・検証の仕組みなど、時代に適した内容への見直しが必要となったため、令和7年4月の改正条例施行に向けた議論を進めている。

今回の条例改正は、子ども・子育て会議の答申『「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について』（令和6年3月。以下「答申」という。）を踏まえて内容の検討を進めるものであり、「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていくこと」を目指し、子どもの声を反映するとともに、「権利」という文言を追加した条例名称への変更や、子どもたちが保障されるべき具体的な権利を条例に規定することなどについて検討を行う。

「前文」について(答申 P.8 抜粋)

- 条例の主役である子どもが、条例を自分のものとして受け止め、自分たちの条例として活かすことができる条例にする必要があります。そのことをこの前文を通して、子どもたちに伝わる内容の記載が求められます。
- 以上のことから、前文は、世田谷区と大人の想いを込める部分と、子ども・若者の声を反映しその想いを込める部分(子どもを主語にした文章)をあわせたものにする必要があります。そのために、子ども・若者の声を聴き、また子ども・若者と大人との対話を継続していくことで、子ども・若者自身に前文を考えてもらう機会を設ける必要があります。

「条例の目標」について(答申 P.12 抜粋)

- 条例の目標について検討プロセスなどについて、議論を深めました。前文と同様、目標についても子ども・若者自身に考えてもらう機会を設けることが必要と考えます。
- 子ども自身の思いを目標に入れることは非常に重要である一方で、子どもの意見が変わりやすいという点も考慮する必要があります。そのため、大人が子どものことを真剣に考えることを通して、子ども自身が大人や社会から大事にされていることを実感できることが大切であり、こうした常に大切な視点を踏まえ、子ども自身の思いを目標に反映させる必要があります。

「子どもの権利」について(答申 P.6 抜粋)

- 世田谷区が基盤とすべき「子どもの権利」については、子どもの権利条約における4つの一般原則に加えて、世田谷区の子ども・若者の現状と課題を踏まえ、それ以外の権利を個別に規定することも求められます。そうすることで、世田谷区における今の子どもたちが直面している課題に対して、子どもの権利の視点から光を当て、子どもの権利保障に向けて網羅的かつ具体的に対応することが可能になるからです。

## 2 前期検討会の実施概要

中学生・高校生世代をメンバーとする「子ども条例検討プロジェクト」を新たに立ち上げ、令和5年度の「小学生・中学生アンケート」や、児童館や青少年交流センターで実施した「子ども・青少年会議」などで子どもたちから聴いた意見などを踏まえて、子どもたちが条文案を検討した。

### 【検討内容】

条例の前文に掲載する子どもの声や想い  
条例の目標とする子どもたちが考える区が目指すまちの姿  
世田谷の子どもたちが必要と考える子どもの権利

検討は、大学生世代の若者がグループワークのファシリテーターとなって子どもたちの想いを引き出し、子どもたちが主体となり行った。

#### (1)実施場所

池之上青少年交流センター

#### (2)プロジェクトメンバー

公募により集まった、中高生世代の子ども15人

#### (3)運営メンバー

ファシリテーター

大学生世代の若者(青少協の若者委員)

ファシリテーターのサポート

「アップス」ユースワーカー

アドバイザー

林 大介 氏(浦和大学社会学部准教授)

久保田 純 氏(日本大学文理学部准教授)

事務局

子ども・若者支援課計画担当

#### (4)実施回数

令和6年6月から7月にかけて全4回開催

### 3 前期検討会プロジェクトメンバーの公募

令和6年4月25日から5月31日の間、区 HP や児童館等へのチラシ配布により公募した。

中学生・高校生世代  
の声を子ども条例に  
反映させよう!



# 検討会プロジェクト

## 子ども条例

中学生・高校生世代  
**参加者募集!!**





＜お申込みはこちら  
申込み期限  
令和6年5月31日（金）＞

※ホームページ内のLoGoフォーム  
申請画面よりお申込みください  
また、お問い合わせ等は下記事務局  
へご連絡ください

主催:世田谷区子ども・若者部  
子ども・若者支援課

TEL:03-5432-2528  
FAX:03-5432-3016

【日時】 第1回:6月13日（木）  
第2回:6月20日（木）  
第3回:7月4日（木）  
第4回:7月11日（木）  
※いずれも午後6時から午後8時まで

【場所】 池之上青少年交流センター 音楽室  
(代沢2-37-18)京王井の頭線池ノ上駅 徒歩3分  
小田急線下北沢駅 徒歩15分

【対象】 区内在住、在学、在勤の  
中学生・高校生世代 12名程度  
応募多数の場合は抽選を行います

【内容】 世田谷区の子どもの未来を考え、  
それを活かせるよう、子ども条例に  
載せる内容を話し合います

【謝礼】 1,000円/1回

4

#### 4 前期検討会のスケジュールと検討内容

第1回 6月13日(木)18:00 - 20:00

「子ども条例や子どもの権利について理解を深め、権利について考える。」

オリエンテーション、子ども条例の説明等

グループワーク(なんでやねん!すごろく)

グループワーク(強調したい子どもの権利 意見の拡散)

第2回 6月20日(木)18:00 - 20:00

「子どもたち自身が考える条項について検討」

グループワーク(前文に入れたい個々の思い 意見の拡散)

グループワーク(権利カタログについて 第1回 グループワークの意見の集約)

第3回 7月4日(木)18:00 - 20:00

「子どもたち自身が考える条項について検討」

全員でのワーク(権利カタログについて 意見のまとめ)

グループワーク(条例の目標「〇〇のまち」の検討 意見の拡散)

グループワーク(前文案の検討 意見の集約)

第4回 7月11日(木)18:00 - 20:00

「子どもたち自身が考える条項案の完成」

全員でのワーク 条例の目標「 のまち」のまとめ

全員でのワーク 前文のスタイルについて決定

前文の仕上げ

区長への報告会

## 5 グランドルール

子どもたちが安心して検討できる環境を確保するため、毎回、検討会の冒頭で以下のグランドルールを確認した。

### (1) 参加者のグランドルール

ここでみんなが話をしたことは、あくまで「子どもの意見」として区が受けとめます。誰が何を話したかについては分からないようにします。安心して話をしてください。また、みんなもここでの話は、ここだけの話にしてください。

ここにいる大人は、みんなの話を真摯に聴きます。

反論したり、意見を言ったりすることはないので、安心してください。

子ども同士も、自分と違う考えの人がいたら、こんな風に考える人もいるんだと、相手を尊重してくれると嬉しいです。

ここで話をしたことは、区長をはじめ職員が受けとめ、条例に反映するよう努めます。話をしたくないときは、聞いているだけでも大丈夫です。

人の意見を聴いて、何か思い出したりしたら、その意見もぜひ話してください。

### (2) 見学者のグランドルール

誰が何を話したかについては、ここだけの話にしてください。

写真や動画は撮らないでください。

話したことや、意見一つ一つをそのまま受け止め、尊重してください。

見学用の場所からそっと見守ってください。

## 6 「前文」の検討

### (1) 第2回検討会

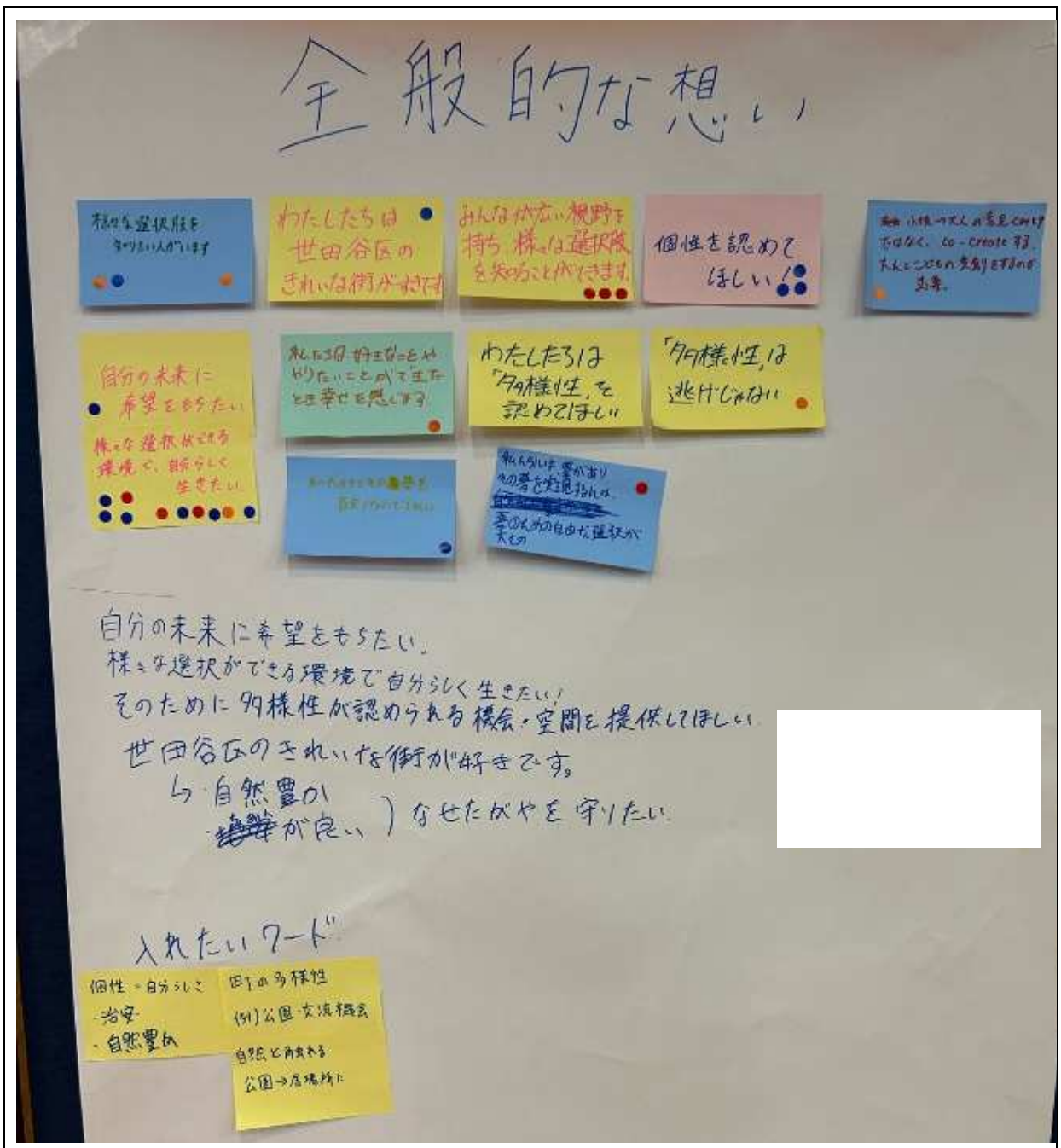
○他自治体の子ども条例「前文」を参考に、子どもたちに「前文」に書きたいことを考えてきてもらい、グループワークで発表してもらった。

### (2) 第3回検討会

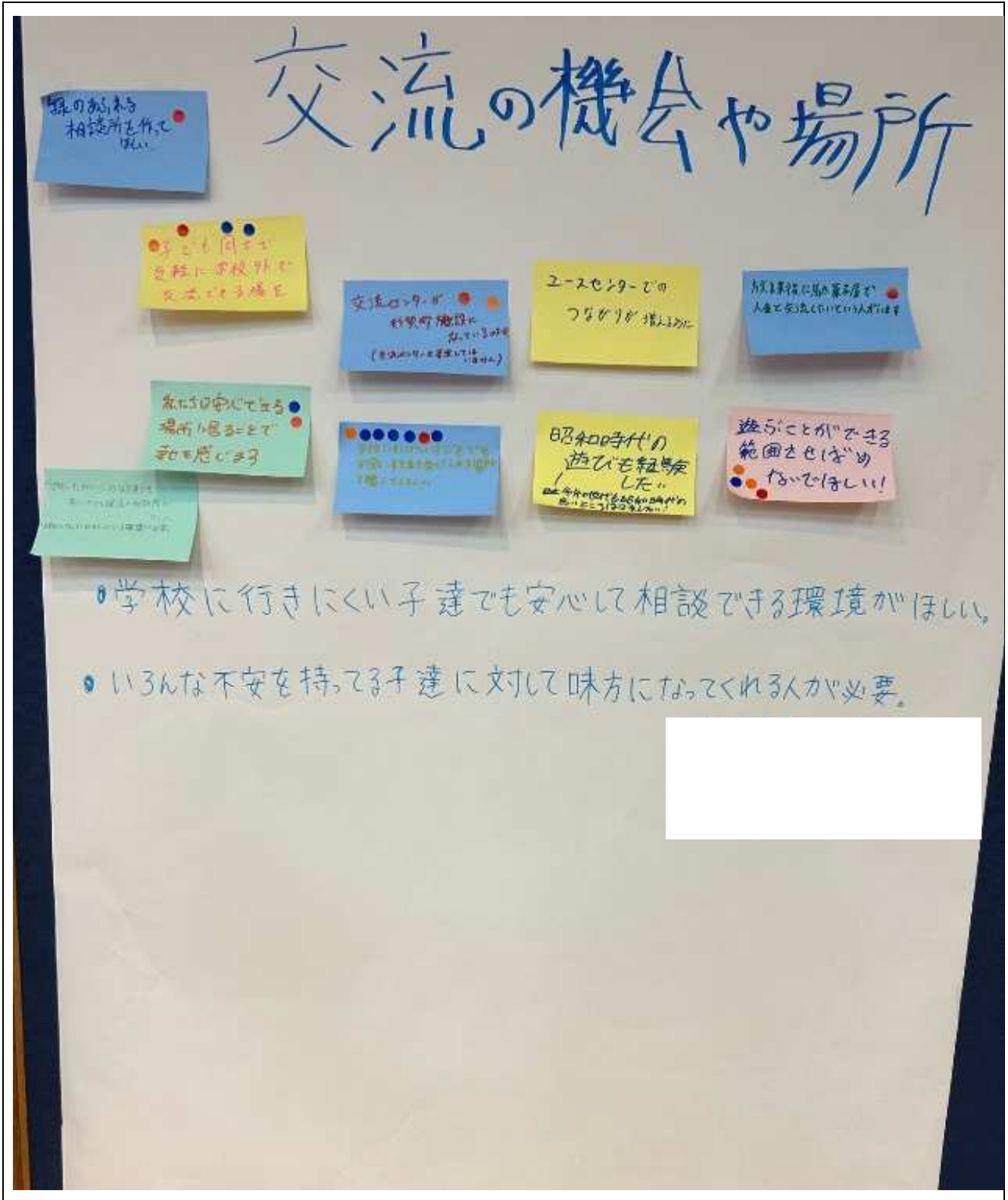
○第2回検討会で出た意見を事務局で文字起こしした資料を、事前にメンバーに共有したうえで、前文に入れたいキーワードを選んできてもらった。

また、選んだキーワードや、自分で考えた言葉を使って、箇条書きのフレーズを考えてきてもらい、グループワークでカテゴリーごと、短文にまとめた。

### ○「全般的な想い」



○「交流の機会や場所」





○「勉強や教育」

# 勉強や教育

私たちが学ぶべき  
ものは、大抵、学校で  
教わらない。むしろ、  
社会で学ぶべきもの  
が多い。学校で教わる  
べきものは、基礎的な  
知識を身につけてほしい。

わたしたちは  
学校で自ら学ぶ力を  
養いたいです。

児童館・ユースセンターの  
教育支援を

学校の将来を  
考えるには、学校の  
人への

好奇心がくまらな  
体験・機会も  
提供してほしい  
子どもの  
好奇心も  
大切にしたい

かたがた、こころ  
ほめてほしい

「できるかできない」  
ではなくて  
「たまたまかたまたま」を  
大切にしたい

学びたい分野や  
科目を自由に  
選択できるようにしてほしい

好奇心をくまらな  
探求的な学びを  
増やしてほしい

ワクワク(好奇心)を学校の学びに反映させ

自由に学ぶことや探求しなすXTI...!

ex) 校外学習...!

○「参加や意見表明」

# 参加や意見表明

私たちは問題を  
見つけ解決する  
ために考えることが  
重要です。

自分の意見を述べ  
る機会をつくるために  
他の人の意見を聞く  
ことが大切です。

自分の意見を  
自由に表現する  
環境を求めます。

何かに悩む  
自由に意見を  
述べることが  
大切です。

意見表明を大人が  
率先して行うことで  
子供の意見が  
聞き取れる。

私たちは言葉が  
通じあえる環境を  
つくりたい。

子供達に話しあ  
う機会を  
大人が提供し  
たい。

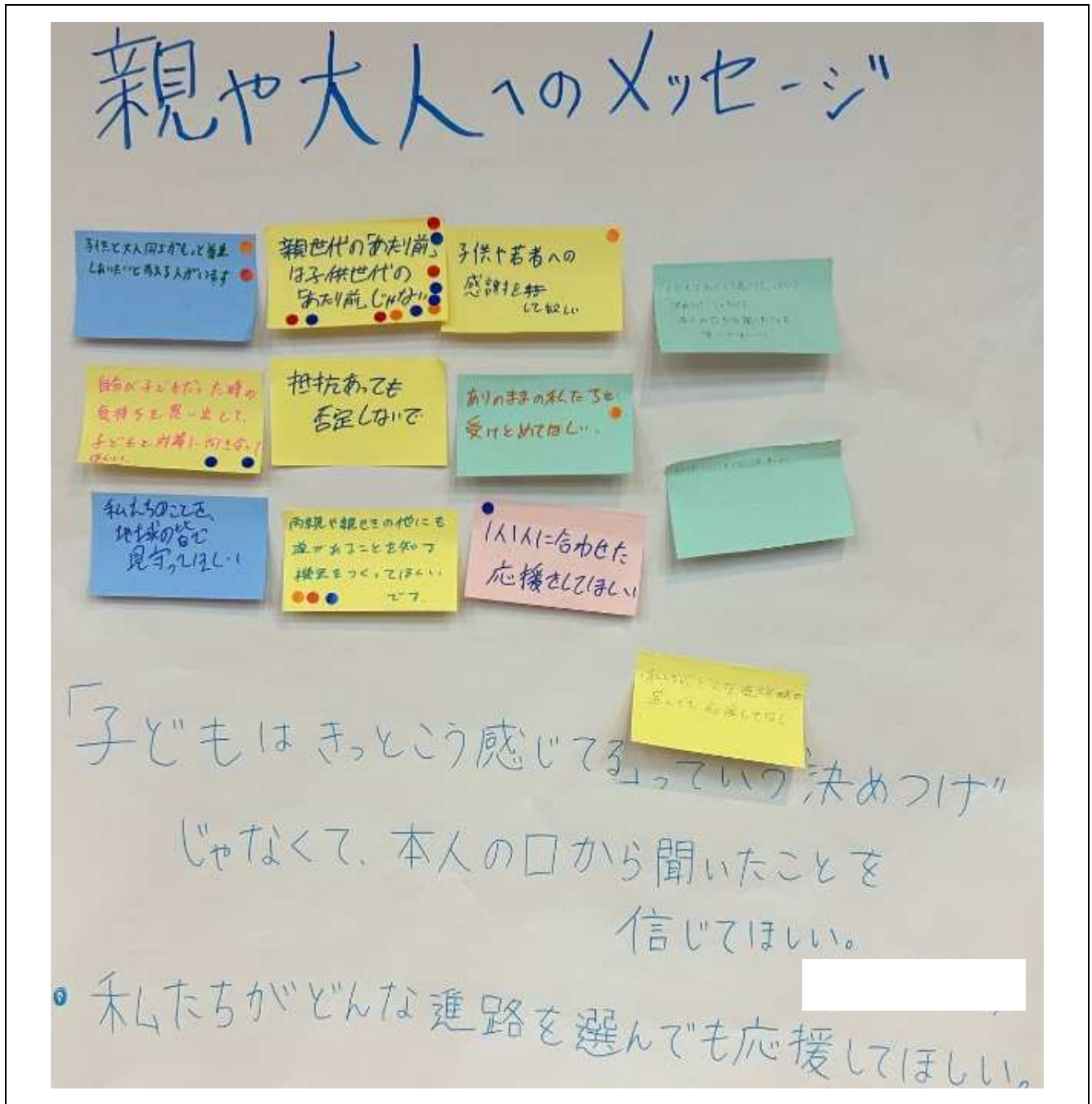
私たちは自分の意見を  
人に受け入れてもらう  
時に、辛さを感じる。

大人に相談した時に  
時にはアドバイスを  
時には黙って聞いて  
もらえる体制を  
求めます。

私たちは  
「否定」ではなくて  
「肯定」してほしい。

大人たちの意見を尊重して  
もらえる環境がほしい。

○「親や大人へのメッセージ」



○上記模造紙を壁に貼り、メンバーそれぞれが良いと思った短文にシールを貼って投票した。



(3) 第4回検討会

○前文の書き方のスタイルについて検討を行った。

「最初に子どもの想いを全部語ってから、最後に大人へのメッセージを述べる」、  
「子どもの想いと大人へのメッセージをカテゴリーごと、順番に並べる」といったスタイル  
(2パターン案)を比較しながら、どちらの方が自分たちの想いが伝えられるかを議論を交わ  
して、書き方を決定した。

○第3回検討会で多数の投票のあった短文を並べ、全体ワークで議論して前文をまとめた。

(4) 完成した「前文」

(子どもの想い)

世田谷のまちが好きです。

健康できれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。

自分の未来に希望をもちたいです。

さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることができます。

子ども同士が交流し、つながることを増やしたいです。

安心できる場所にいることで幸せを感じることができます。

自由に、学びたいことを探求したいです。

学びを深めるとすくすく成長・発達することができます。

大人に意見や想いを届けたいです。

自分の意見や想いを大人に受け入れてもらったとき、幸せを感じることができます。

(大人へのメッセージ)

私たちの言葉や想いをしっかり受けとめ、「否定」じゃなく、「肯定」してください。

大人たちに意見や想いを尊重してもらえて、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環  
境がほしいです。

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」じゃない。

大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと対等に向き合っ  
てほしいです。

子どもはきっこう感じているっていう決めつけじゃなく、本人の言葉や想いを信じてくだ  
さい。

個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性が認められる機会や空間が必要で  
す。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。

すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が必要です。

いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所をつくってください。

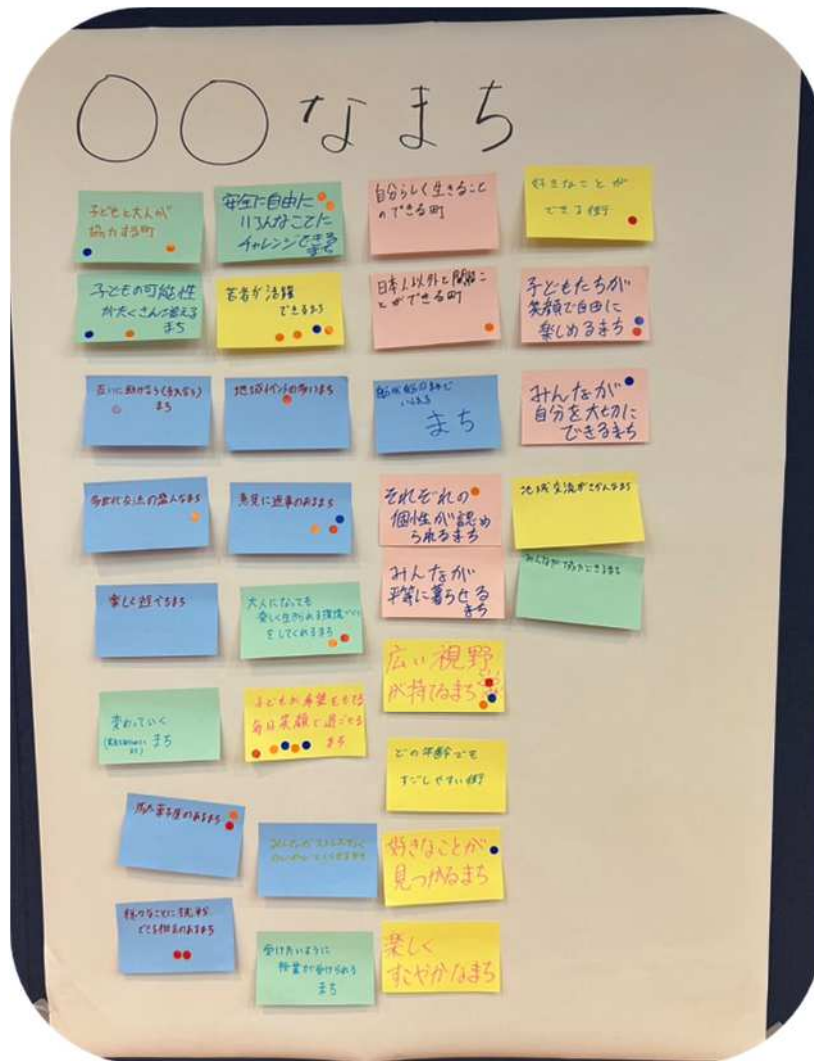
「できるかできない」じゃなく、「やったかやっていない」で評価し、がんばったことをほめてく  
ださい。

私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

## 7 「条例の目標」の検討

### (1) 第3回検討会

- 令和5年度に小学生・中学生アンケートや、児童館などで行った「〇〇のまち」について考えるワークショップで出た意見などを紹介したうえで、世田谷区が目標としてほしい「〇〇のまち」を考えてきてもらい、グループワークで発表してもらった。
- 「〇〇のまち」を並べた模造紙を壁に貼り、メンバーそれぞれが良いと思ったものにシールを貼って投票した。



### (2) 第4回検討会

- 第3回で多数の投票のあった「〇〇のまち」を中心に、全体ワークで意見交換を行い、条例の目標をまとめた。

### (3) 完成した「条例の目標」

みんなが自分らしくチャレンジでき笑顔になれるまち

## 8 「子どもの権利」の検討

### (1) 第1回検討会

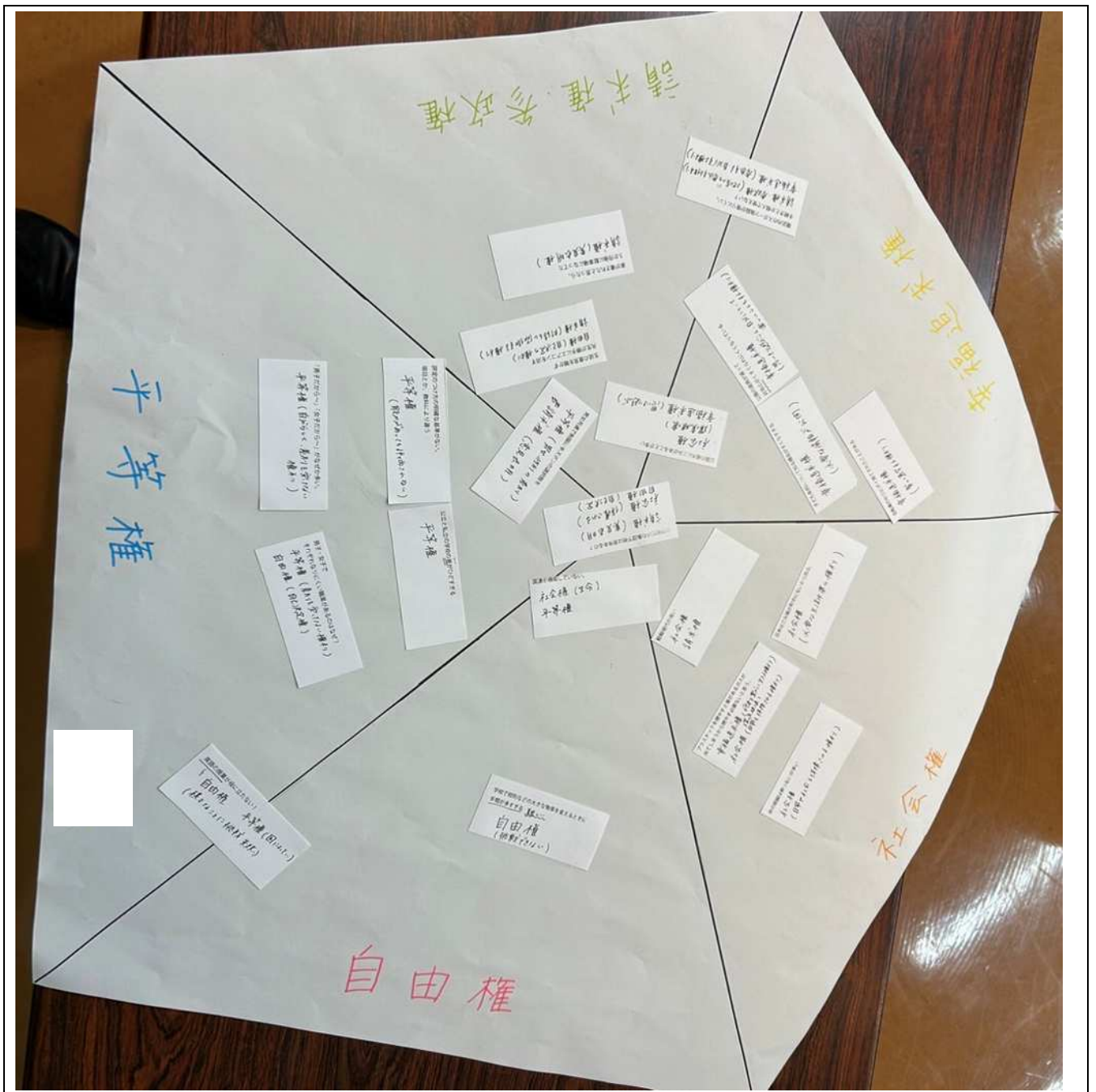
○日常生活の中で疑問に思うことや感じること(自分が思う「なんでやねん！」)をグループワークでたくさん出しあった。

### (2) 第2回検討会

○第1回検討会ででた「なんでやねん！」を権利に置き換え、権利の分類ごとにわけるグループワークを行った。







(3) 第3回検討会

- 第2回検討会で分類分けした権利について、似たものをまとめたりするなどして整理を行った。そのうえで、全体ワークの中で条例に載せたい権利を選んで、権利カタログをまとめた。



(4) 完成した「子どもの権利」

(自分らしくいられる権利) 平等権

- (1) 自分らしくいられ、差別を受けない権利
- (2) 平等に扱われる権利
- (3) 能力に応じて評価される権利

(豊かに過ごす権利) 幸福追求権

- (1) 今も将来も豊かに生きることができる権利
- (2) 自分のやりたいことを追求できる権利
- (3) 思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利
- (4) 自分が知りたい情報を得られる権利

(社会から守られ、支援を受ける権利) 社会権

- (1) 安全で安心して過ごすことができる権利
- (2) 生存に関する権利
- (3) 健康で暮らせる権利
- (4) 生活環境と自然環境が守られる権利

(自分で自分のことを決める権利) 自由権

- (1) 様々なことに挑戦して失敗できる権利
- (2) 選択して自己決定できる権利
- (3) 自分らしく学び成長・発達できる権利

(意見を表明し、参加・参画することができる権利) 請求権・参政権

- (1) 意見を表明できる権利
- (2) 対話をして協働する権利
- (3) 地域に参画する権利

9 「子ども条例検討プロジェクト」後期検討会の開催について

後期検討会として「子ども条例検討プロジェクト」を再度開催し、素案の内容を子どもたちにフィードバックする。(10月～11月に開催予定。)

後期検討会では、議会での議論や、9月に実施するパブリックコメント、子ども・若者の声ポスト(インターネットアンケート)に寄せられた意見や、令和6年度に児童館や青少年交流センターで実施した「子ども・青少年会議」で出た意見を踏まえ、素案に記載した内容の再検討を行う。